**令和７年２月定例府議会提出予定議案（予算案を除く）の概要**

**政策企画部**

**Ⅰ　事件議決案（１件）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 件　　名 | 概　　　要 | 主管課 |
| 関西広域連合規約を変更する件 | 関西広域連合に置く、副広域連合長を１人から３人以内に変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議決を求めるもの。  〔提案理由〕  関西広域連合の規約を変更することに伴い、滋賀県知事（関西広域連合長）から、構成団体首長あてに、各議会へ議案提出の依頼があったため。  〔法的根拠〕地方自治法第291条の３及び第291条の11 | 企画室  連携課 |

**Ⅱ　条　例　案（１件）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 件　　名 | 概　　　要 | 主管課 |
| 大阪府安全なまちづくり条例一部改正の件 | 急増する特殊詐欺等の被害から府民を守るための取組みをより一層推進するため、金融機関、事業者に対して特殊詐欺等の被害を防止するために必要な措置を講じる義務を課す規定を追加する等の改正を行う。  〔主な改正内容〕  ・ＡＴＭ設置者に対して、65歳以上の高齢者が携帯電話を用いて通話しながらＡＴＭを操作することを禁止するため必要な措置を講じるよう義務付ける。  ・金融機関に対して、特殊詐欺等の被害に遭い又は遭うおそれがある者を発見したときは、警察への通報等を義務付ける。  ・事業者に対して、プリペイド型電子マネー販売時において、特殊詐欺等の被害に遭うおそれがないかどうかの確認等を義務付ける。  ・効果的な取組を行っている事業者等を積極的に公表するなどの広報、啓発等の活動を行う。  施行日：令和７年８月１日  ・金融機関に対して、過去３年間にＡＴＭでの振込実績の無い70歳以上の高齢者が、ＡＴＭを使用して振り込む場合の１日当たりの上限額（１０万円を超えない範囲内）の設定を義務付ける。  　　　　施行日：令和７年１０月１日 | 危機管理室  治安対策課 |